# 資料 2

建築・都市整備・道路委員会 平成 29 年 12 月 11 日 道 路 局

# 市第 75 号議案 横浜市下水道条例の一部改正及び 市第 76 号議案 横浜市河川占用料条例の一部改正について

# 1 改正理由

一般下水道及び河川の占用料については、電柱や地下埋設管など道路占用と共通の種別が多いことから、その均衡を図るため、従来から本市道路占用料の改定と合わせて見直しを行っています。

今回、道路占用料の改定を受け、下水道条例及び河川占用料条例の一部改正を 行います。

また、経過措置の適用についても、道路占用に準じて改正します。

なお、端数処理方法の変更については、道路占用に準じ、下水道条例は規則改正を行い、河川占用料条例は条例の一部改正を行います。

#### 2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

#### 3 占用料の改定による歳入見込額

今回の改正による平成 30 年度の歳入見込額は、平成 29 年度の予算額に比べ、 一般下水道と河川の合計で 11 百万円増の **158 百万円**です。

(単位:百万円)

種別	29 年度予算額	30 年度見込額	差引
一般下水道	122	133	11
河川	25	25	_
計	147	158	11

#### 4 改正内容

#### (1) 道路占用と共通の種別

電柱・電話柱・ガス管等の埋設及びケーブル等の架設する物件等が該当し、 道路占用料と同額にします。

### (2) 道路占用に定めの無い種別

通路・橋りょうが該当し、道路占用料の平均改定率を適用します。

	種 別	単 位	改正前	改正後
通路	幅員が 2.5m 以下のもの	1 ㎡/年	200 円	250 円
	幅員が 2.5m を超えるもの		790 円	970 円
橋りょう	幅員が 2.5m 以下のもの		290 円	360 円
	幅員が 2.5m を超えるもの		990 円	1, 200 円

# (3) 占用面積等の端数処理方法の変更

現行の一般下水道及び河川の占用料については、占用面積等の小数点以下の端数を切り上げて占用料を算出していますが、道路占用に準じて、占用面積等の小数第2位未満の端数を切り捨てて占用料を計算します。

#### (4) 経過措置

占用者の急激な負担の増加を軽減するため、道路占用に準じて経過措置(激変緩和措置)を導入します。

一般下水道及び河川の占用料の上昇が前年度の占用料と比較して、1.2倍を超える種別について1.2倍に占用料を設定します。